

事務連絡  
令和5年6月7日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

**「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
障害児通所支援事業所の対応について（通知）」の更新について**

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、こども家庭庁より、令和5年5月29日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和5年5月29日版）」）が発出され、「障害児通所支援に係るQ&A」（令和3年9月22日版）が更新されました。

これを受けて、令和5年5月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の障害児通所支援事業所の対応について（通知）」を更新しました（今回更新は下記の下線部）ので、確認の上、御対応をお願いいたします。

記

**1 放課後等デイサービスについて**

**（1）請求単位について**

学校等が臨時休業（分散登校含む）をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能であった臨時的な取扱いは終了する。

**（2）人員欠如減算の取扱いについて**

職員本人が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となったことにより、やむを得ず出勤できない場合については、当面の間、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとする。ただし、

できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行うこと。

(3) 児童指導員等加配加算等の取扱いについて

児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置を行うこと。

上記(2)と同様の理由でやむを得ず職員が出勤できない場合については、当面の間、従前どおりの加算算定を可能とするが、児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置を行うこと。

(4) 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

上記(2)と同様の理由でやむを得ず職員が出勤できず、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、当面の間、従前どおりの加算を算定することを可能とする。

(5) 定員超過の取扱いについて

定員の遵守の徹底を図ること。

(6) 代替的サービスについて

事業所において通常のサービスの提供が困難になった(※)ことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと区市町村が認める場合(以下「代替的サービス」という。)は、通常と同額の報酬算定を可能とする(電話、メール、LINE等のコミュニケーションアプリの活用による支援の提供の場合は不可)。

なお、通常のサービス提供を行った場合と同様の利用者負担が発生することについてあらかじめ保護者に丁寧な説明を行い、事前に保護者に同意を得ること。

※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定

・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合

・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

また、令和3年9月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の対応について」により示した「(都独自様式)新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録」については、本事務連絡をもって廃止する。

(7) 各種加算（面談や会議の開催等を要件としているもの）の取扱いについて  
事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）及び家庭連携加算について、テレビ会議等による相談援助を実施した場合にも加算の算定を可能としていた臨時的な取扱いは終了する。

なお、関係機関連携加算については、従来からテレビ電話装置等を活用した対面以外での会議の実施も可能であり、令和5年5月8日以降も同様である。

(8) 個別支援計画の作成について

個別支援計画見直しにあたっての保護者との面談ができない事情が発生した場合に、保護者との面談を事後的に行うことを可能としていた取扱いは終了する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童について、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合も減算を算定しないとしていた臨時的な取扱いは終了する。

## 2 児童発達支援について

上記1（2）～（8）については、児童発達支援についても準用する。

## 3 保育所等訪問支援について

新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定を可能としていた臨時的な取扱いは終了する。

## 4 居宅訪問型児童発達支援について

対象となる児童が、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることを踏まえて、支援を提供する際は、手洗い等の手指衛生、マスクの着用、検温の実施等、感染防止対策の要否を慎重に検討すること。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374
--